

議題 4 地域災害保健医療調整会議について

- 大規模災害の発生から1週間以内に、原則二次保健医療圏ごとに「地域災害保健医療対策会議（以下「対策会議」という。）」を設置することとされている。
- この「対策会議」では、保健所を中心に、地域の災害連携病院や郡市医師会、歯科医師会、薬剤師会、市町等の地元の機関・団体が集まり、医療機関を含めた地域の保健医療ニーズを収集し、域外からの保健医療活動チームの差配や避難所等での活動などに必要な総合調整を行うことになる。
- また、災害時にこの「対策会議」が迅速に設置できるよう、保健所に「地域災害保健医療調整会議（以下「調整会議」という。）」を設置し、災害時の対応の確認や情報共有、訓練などを実施することとされている。
- 秩父地域では、資料4-2のとおり「秩父地域保健医療・地域医療構想協議会」の議決（令和2年3月17日）等に基づき、「秩父地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）」が「調整会議」の役割を担うこととしている。
- こうした中、近年の能登半島地震の発生や豪雨・土砂災害など災害の激甚化を踏まえ、災害対策の充実・強化が必要であることから、資料4-3のとおり「調整会議」を「協議会」から切り離すとともに、災害時連携病院の皆野病院と市町災害担当部門を加えた形で独立させて設置することの承認を求めるものである。

※ 事務局案に対する可否を「別紙回答書」に御記入ください。